

平成 29 年 4 月 11 日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

「福島第一原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

注記：「福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画」における一部変更箇所は，”二重下線“にて明示しています。

頁	変更前					変更後					理由
	別表2-5-1 原子力防災資機材(2/2)										別表2-5-1 原子力防災資機材(2/2)
計測器等 その他資機材	法令による名称	具体的な名称	数量	保管場所	点検頻度	法令による名称	具体的な名称	数量	保管場所	点検頻度	
	エリアモニタリング設備※4	格納容器旁囲気モニタ	2台	5号機 原子炉建屋内	特別な保全計画に基づく頻度	エリアモニタリング設備※4	格納容器旁囲気モニタ	2台	5号機 原子炉建屋内	特別な保全計画に基づく頻度	発電所敷地付近の迅速な放射線測定のための保管場所変更
			2台	6号機 原子炉建屋内	特別な保全計画に基づく頻度			2台	6号機 原子炉建屋内	特別な保全計画に基づく頻度	
		使用済み燃料共用プール周辺エリアモニタ	2台	運用補助共用 建屋内	特別な保全計画に基づく頻度		使用済み燃料共用プール周辺エリアモニタ	2台	運用補助共用 建屋内	特別な保全計画に基づく頻度	
		使用済み燃料プール周辺エリアモニタ	2台	5号機原子炉 建屋内	特別な保全計画に基づく頻度		使用済み燃料プール周辺エリアモニタ	2台	5号機原子炉 建屋内	特別な保全計画に基づく頻度	
	原子炉建屋排気ブレナム放射線モニタ	6号機 原子炉建屋内	2台	特別な保全計画に基づく頻度	原子炉建屋排気ブレナム放射線モニタ	6号機 原子炉建屋内	2台	特別な保全計画に基づく頻度	道路運送車両法に基づく点検頻度		
		モニタリングカー	1台	発電所構内	道路運送車両法に基づく点検頻度	モニタリングカー	1台	発電所敷地内	道路運送車両法に基づく点検頻度		
	ヨウ化カリウムの製剤	安定ヨウ素剤	30,000錠	免震重要棟	1回／年 員数確認	ヨウ化カリウムの製剤	安定ヨウ素剤	30,000錠	免震重要棟	1回／年 員数確認	
	担架	担架	1台	入退城管理棟 救急医療室	1回／年 員数確認	担架	担架	1台	入退城管理棟 救急医療室	1回／年 員数確認	
	除染用具	除染キット	1式	入退城管理棟 救急医療室	1回／年 員数確認	除染用具	除染キット	1式	入退城管理棟 救急医療室	1回／年 員数確認	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	急患移送車	1台	入退城管理棟 駐車場	道路運送車両法に基づく点検頻度	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	急患移送車	1台	入退城管理棟 駐車場	道路運送車両法に基づく点検頻度	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備(化学消防自動車及び水槽付き消防ポンプ自動車)	動力消防ポンプ設備(化学消防自動車及び水槽付き消防ポンプ自動車)	1式	発電所構内	1回／年	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備(化学消防自動車及び水槽付き消防ポンプ自動車)	動力消防ポンプ設備(化学消防自動車及び水槽付き消防ポンプ自動車)	1式	発電所構内	1回／年	
※1：大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、楢葉町、双葉警察署、双葉地方広域市町村圏組合消防本部、福島海上保安部、福島県環境創造センター環境放射線センター、消防署(浪江及び富岡)との専用回線(ホットライン)である。緊急時用電話回線が使用できない場合は、電気通信事業者(NTT等)の有線電話・携帯電話・衛星携帯電話等の通信手段により情報連絡を行う。											
※2：1～4号機における排気筒モニタについては東北地方太平洋沖地震に伴い設備が損壊した状況にある。代替措置として、モニタリングポスト及び可搬式測定器により、周辺監視区域付近及び施設周辺の放射線量、放射性物質の測定を行う。											
※3：放水口モニタについては東北地方太平洋沖地震に伴い設備が損壊した状況にある。代替措置として、海水サンプリングにより放射性物質の測定を行う。											
※4：「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画 III 特定原子力施設の保安」で機能が要求される場合に適用する。											